

議第44号

三島市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案

(三島市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 三島市税賦課徴収条例（昭和26年三島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第33条の4中「100分の11.9」を「100分の8.2」に改める。

第33条の4の2第1項中「11.9分の2.2」を「8.2分の2.2」に改める。

第33条の8第1項中「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第44条の2第1項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第4項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改める。

第50条の4第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第50条の5 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

第52条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削り、「各区分所有者」の次に「の家屋」を加える。

第52条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「^{あん}按分の」に改め、同項第5号中「案分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第57条の3において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第57条の3において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第三項中「あん分」を「按分」に改める。

第57条の3第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」

の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第1条の3第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第4条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第5条の2の2を次のように改める。

(読替規定)

第5条の2の2 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第50条の4第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第5条の3第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第39

項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第11項を削り、同条第12項を同条第13項とし、同条第10項の次に次の2項を加える。

11 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第5条の4第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号口」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規

則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第11条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第68条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第68条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、

第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第68条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第11条の2を次のように改める。

第11条の2 削除

附則第11条の3第2項中「第32条第1項」を「同条第1項」に改める。

附則第12条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

（三島市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 三島市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年三島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第11条第1項の表第68条第2号アの項の左欄及び中欄中「第68条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中三島市税賦課徴収条例附則第1条の3第1項の改正規定及び次条第

1項の規定 平成31年1月1日

(2) 第1条中三島市税賦課徴収条例第33条の4、第33条の4の2第1項及び附則

第11条の2の改正規定 平成31年10月1日

(3) 第1条中三島市税賦課徴収条例附則第5条の3第11項を削り、同条第12項を

同条第13項とし、同条第10項の次に2項を加える改正規定（同条第12項に係る

部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）

の施行の日又はこの条例の施行の日のいずれか遅い日

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の三島市税賦課徴収条例の規定中個

人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適

用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 第1条の規定による改正後の三島市税賦課徴収条例（以下「新条例」とい

う。）第33条の4及び第33条の4の2第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定

の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連

結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法

人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第50条の4第8項及び附則第5条の2の2（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第50条の5の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第52条の3第2項及び第57条の3の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（次項において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則

第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の
例による。

平成29年6月13日提出

三島市長 豊岡武士